

# アメリカ国立公文書館所蔵の陸軍通信部隊撮影写真について

日大生産工 ○高澤 弘明

## 1 はじめに

アメリカ国立公文書館（National Archives and Records Administration（以下、「NARA」と称す）は日本戦後史に関する膨大な史料が収蔵されており、現在、分館のアーカイブⅡ（National Archives at College Park, MD、/ 8601 Adelphi Road, College Park, MD 20740-6001）に集められている。その史料内容は、従来の文書史料だけでなく、記録映像や写真類も多数含まれており、本報告で紹介するのは、写真史料のうち、アメリカ陸軍通信部隊（The United States Army Signal Corps (USAC)）が撮影したものである。この写真史料には、東京裁判などの対日戦犯法廷の被告人や審理の様子が収められており、写真の裏面には、撮影日時、場所、人物名などの情報がメモ書きされている。現在、本報告者はBC級戦犯横浜法廷の調査研究を行っており、このメモが研究史料上、貴重な情報源の一つとなっている。そこで本報告では、このNARAが所蔵する米通信部隊が撮影した写真の概要と、その史料的価値について、実例をあげて紹介することを目的とする。

## 2 写真の概要

NARAが所蔵する通信部隊が撮影した対日戦犯法廷写真は、現在16冊のアルバム（写真枚数、約1,700点）にまとめられている。収録写真の内容を大まかに分類すると、①マニラ法廷（1945年10月8日～1947年4月15日）、②東京裁判（1946年5月3日～1948年11月12日）、③横浜法廷（1945年12月17日～1949年10月19日）、④通称「丸の内法廷」（1948年10月～1949年9月6日）、⑤グアム法廷（1945年2月26日～1949年4月28日）となる。このうち①マニラ法廷の写真は山下奉文（第14方面軍司令官）や、本間雅春（第14軍司令官）のものが圧倒的に多く、②東京裁判関連の写真はA級戦犯の被告人はもちろんのこと、同裁判の判事・検事・弁護人、さらには証人や通訳までが写し出されている。③横浜法廷に関しては同法廷で332件の審理が行われているが、アルバムに収録されている写真

はそのうちの一部で、1号事件<sup>(注2)</sup>（1945年12月18日～27日）を始めとする初期の事件審理に集中している。この時期に撮影された法廷写真には、審理中の様子はもちろんのこと、控室で休息する被告人を撮影したものなどもあり、法廷の雰囲気がありありと伝わる写真が多い。これに対し1946年後半以降になると、花岡事件や九大生体解剖事件といった重大事件を除き、軽微な事件（例えば捕虜に対する暴行事件など）の法廷写真は極めて少なくなる。また画像内容も単調となり、軍事委員（一般法廷における裁判官）が直立する被告人に刑を宣告するというシーンがほとんどとなる。④丸の内法廷関連の写真では、豊田副武（海軍大将）が巣鴨拘置所に出頭する場面や、法廷での審理の様子が撮影されており、今日なお知名度の低い法廷において、貴重な画像史料といえる。⑤グアム法廷も丸の内法廷と同様に知名度が低く、これも貴重な写真といえる。ただし写真の枚数は少なく、旧日本海軍関係者の審理の様子がほとんどである。

以上の写真は1枚ごとにアルバム帳に綴られ、その裏面に撮影日時、場所、人物名が記されている。また、各写真の左下には撮影した通信部隊の徽章が記され、同じく右下には6桁の整理番号が付されている。この整理番号を分析すると欠番が多数確認でき、これはアルバムに収録されていない写真の存在が考えられ、今後の調査課題となる。また収録写真には、経年劣化に伴う退色が見られないことから、撮影時より大分年数を経ってからこれら写真の現像した可能性もある。もしそうであればネガもあるはずだが、NARAのアーキヴィストによれば詳細は不明とのことであった。

## 3 NARA写真のメモ書きとその意義

### 3-1 東京裁判のケース

NARAが所蔵する、通信部隊が撮影した写真の史料的価値は、画像はもちろんのこと、その裏に記されたメモ書きにある。上述の通り、写真の裏には撮影日時、場所、人物名が記されており、特に1945年から1947年頃に撮影された写

About Photographs taken by the United States Army Signal Corps in the National Archives and Records Administration of the United States of America

Hiroaki TAKAZAWA

真のメモ書きには、撮影された人物の氏名のほかに、その人物の住所地や職業、階級、経歴まで記されていることがある。特に興味深いのが撮影状況まで克明に記されている場合で、このような記述が、調査上の貴重な情報源となる。具体的には、笑顔を湛える大川周明の写真をその例にあげられる（画像資料2）。大川は、東京裁判の審理中に東条英機の頭部を殴打し、免訴されたことで知られているが、一般的によく目にする大川の写真は、眼鏡を掛けた冷厳な表情のものが多く、このような笑顔のものは珍しい。では、なぜ大川が笑みを湛えているのか、その背景を読み解くのにNARA所蔵の写真のメモ書きが興味深い情報を提供してくれるのである（画像資料4）。それによると、

「東京の陸軍省における極東軍事法廷から退廷させられた大川周明が、オハイオ州クリーブランドのDavid V. R. Sticle大尉とAP通信のRussell Brinesに、罪状認否の間、どのようにして東条の頭を叩いたかを実演している。大川周明は健康悪化により法廷から外された。1946年5月4日。」（注3）

とあり、この写真は、東条を殴打して退廷させられた後、大川が記者を前にその再現をしている時のものだったことが分かる。それを裏付けるように、殴打を再現してか、写真上の大川の右手がぶれている（画像資料3）。このように写真のメモ書きから、彼の笑顔の背景には、東条殴打の取材を受けての照れ笑いだった可能性が考えられる。さらには、東条を殴打した際の大川の状態について、これまで種々の議論が展開されてきているが、写真のメモ書きの通り、退廷後とはいえ、戦犯法廷内で嬉々として取材を受けていたとするならば、やはり精神上の何らかの問題を抱えた可能性も指摘できることになる（それが意図的であったかは別として）。

このように、NARAが所蔵する通信部隊が撮影した写真は、写し出された画像内容もさることながら、各写真に記されたメモ書きと総合することにより、その史料的意義が増し、調査研究上の有益な史料となり得るのである。

### 3-2 横浜法廷（2号事件）のケース

現在、報告者は横浜法廷の審理内容と法廷システムの法学的分析を試みている。しかしながらアクセスできる一次史料は限られており、また日本の国立公文書館等に保管されている史料は、情報公開法や個人情報保護法の観点から、史料に記載されている被告人や証人の氏名にマーカーが付されているなど、その調査環境は決して好ましいものではない。そのため、報告者は横浜法廷に関連するあらゆる史料を、まさしく所構わず調査・収集している状況にある。そのような事情から、通信部隊が撮影した写真裏の数行程度のメモ書

画像資料 1



アメリカ国立公文書館、分館「アーカイブⅡ」  
報告者撮影（2017.3.15撮影）

画像資料 2



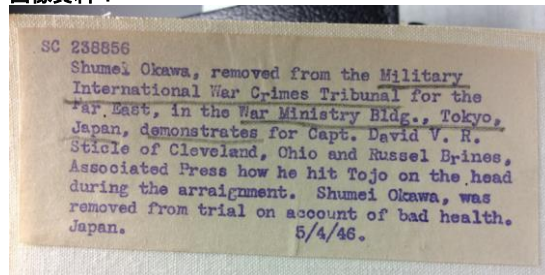
東条殴打の様子を再現する大川周明  
NARA画像請求番号:#4/5588/SC238856（1946.5.4撮影）

画像資料 3



撮影焦点がぶれている大川周明の右手（画像資料2の部分拡大）

画像資料 4



大川写真（画像資料2）のメモ書き  
NARA画像請求番号:#4/5588/SC238856

きでも、貴重な情報となることがある。特に写真という視覚的情報に絡めての情報提供であることから、従来の文書史料では把握できなかった知見をもたらすことがある。その具体例が横浜法廷における第2号事件関連の写真である。第2号事件（1945年12月27日～1946年1月7日）は、戦時中、福岡県大牟田にあった捕虜収容所の分所長であった被告人A中尉が、施設内で発生した捕虜虐待行為や死亡事件により起訴され、横浜法廷で最初に死刑宣告（1946年4月26日執行）を下された事件として知られている。この事件の経緯や被告人Aの人物像については、横浜法廷のルポルタージュとして高い評価を受けている上坂冬子の『巣鴨プリズン13号鉄扉』（新潮社・1981年）で、様々のエピソードを紹介しているが、この2号事件での審理で興味深いのは、被告人Aが日本人弁護人の選任を断り、アメリカ人弁護人だけで法廷に臨んだことである。当時、横浜法廷の根拠法規ともいえるべき戦争犯罪被告人審理規程（Regulation Governing the Trials of Accused War Criminals / AG 000.5 (5 Dec 45) LS）第5条b項により、被告人には弁護人の選任権が保障されており、主任弁護人は米軍側から、そして補助人として日本人弁護人の選任が認められていた(注4)。当初、被告人Aには、外務省などの調整により横浜護士会の浅沢直人護士が担当する予定であったが、浅沢によると「私が担当した戦犯第二号は××（注：伏字報告者）という中尉でしたが、その人は日本人弁護人の弁護は受けれないと言って断ってきた。それで私は、米国の弁護人と説得のため、二、三回刑務所に通ったけれど結局聞き入れないで、実際には弁護に立たなかったんです。この人は死刑になりました」(1)と証言している。このように、被告人Aがなぜ、日本人弁護人の選任を拒んだかの理由については定かではないが、上坂冬子はその著書で、被告人がアメリカ人弁護人に全幅の信頼を置いていたからとし(2)、また、戦時中から被告人Aと旧知の仲にあり、戦後は旧陸軍の嘱託として横浜法廷の被告人の世話をし、自らも弁護人として横浜法廷に立った桃井銑次護士によれば、「××（注：伏字報告者）という人は、僕は俘虜情報局にいて終戦直後俘虜解放に行った時福岡で会って、一杯御馳走になったりしてよく知っていたんだ。あれは柵外に逃走した俘虜を殺害したんですよ。自分ですっかり覚悟しちゃって、随分よく話したんだけどどうしても受けないというんでね」(3)と、被告人Aは諦念ともいえるべき境地にあったことを証言している。

しかしながら通信部隊が撮影した写真には、桃井護士の印象と反する、凛然とした態度で法廷に臨む被告人Aの姿を写したものがある。それは、被告人A自らが軍事委員（一般の法廷における裁判官）を前にして、検察側証人への反対尋問を試みている写真である（画像資料5、6）。このように被告人自らが

#### 画像資料5



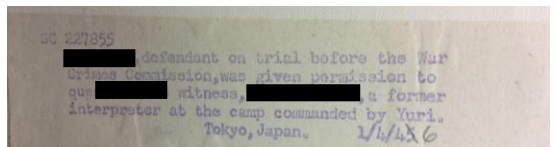
NARA画像請求番号: #3/5587/SC227855 (1946.1.4撮影)  
※ 画像修正報告者

#### 画像資料6



NARA画像請求番号: #3/5587/SC227854 (1946.1.4撮影)  
※ 画像修正報告者

#### 画像資料7



画像資料5の写真のメモ書き。ここに被告人Aと元部下の実名が記されており、この写真が、被告人Aが反対尋問を行った際の写真であることが判明した。

NARA画像請求番号: #3/5587/SC227855  
※ 画像修正報告者

検察側証人に反対尋問を行うのは、訴訟法上極めて珍しい。日本側の史料によると、この検察側証人は、捕虜収容所で通訳を務めて被告人Aの元部下で、法廷で、被告人Aに不利な証言を行ったため（詳細は、上坂、前掲書、36頁以下参照）、弁護人が反対尋問を行い、さらに被告人Aも軍事委員の許可を得て反対尋問を試みたとされる(4)。被告人Aと元部下との間でどのようなやり取りがあったかは、現在、アメリカ側の史料を分析しているところだが、上述の通り、被告人自らの反対尋問は極めて珍しく、またそれ故にどのような方式で行われたのかも、まったく想像がつかなかった。そのため、その様子を伝えるこれらの写真とそのメモ書き（画像資料7）は、横浜法廷の実態を知る上での貴重な史料といえるのである。

## 4 まとめ

以上のように、NARAが所蔵するアメリカ通信部隊撮影の写真については、そのメモ書きが研究史料上の貴重な情報源となる場合があり、さらには画像内容と総合することにより、意外な知見をもたらすことの実例を紹介した。第二次世界大戦終結から70年以上を経過し、関係者からの証言が得にくくなった今日において、その史料価値はさらに増すことであろう。

現在、報告者はアルバムに収録されている約1,700枚の写真の画像と、そのメモ書きの追跡調査を行い、対日BC級戦争犯罪及びその法廷制度の研究に関する基礎的データ作りを試みている。しかしながらその一方で、この試みには研究倫理上の問題も生じ得る。それは戦争犯罪という性質上、当事者や関係者への配慮である。当事者、関係者のなかには戦争犯罪を、消し去りたい過去、触れてもらいたくない事実として受け止める人もいる。今回、取り上げた2号事件のような法廷での上司と部下の対立は、まさしく忌まわしき悲劇としか言いようがない。しかしながらこの問題に対しては、NARA本館のモニュメントに刻まれた“*What is Past is Prologue*”の言葉が、解決への道筋をつけてくれるかも知れない。現在、第二次世界大戦後の対日BC級戦争犯罪研究は、東京裁判と比べ十分なレベルに達しておらず、関連史料の分析も手つかず状態のものも多い。もし、過去の事が未来への序章となるならば、第2号事件の被告人Aのような悲劇を繰り返さないためにも、戦争犯罪の研究・調査を積み重ねることは意義あるものとも考えられる。本報告者はそのような認識で、今後もNARA所蔵の米通信部隊が撮影した写真史料を利用しながら、BC級戦争犯罪とその法廷制度に関する調査・研究活動を行っていく予定である。

## 《引用・参考文献》

- (1) 横浜弁護士会会史編纂委員会『横浜弁護士会史』（私家版・1980年）上巻、436頁。
- (2) 上坂冬子『巣鴨プリズン13号鉄扉』（新潮社・1981年）、33、54頁。
- (3) 横浜弁護士会、前掲書、436頁。
- (4) 国立公文書館所蔵「横浜裁判2号事件」、請求番号:平11法務03831100、16頁。

本研究はJSPS科研費 JP15K02871の助成を受けたものです。

## 《注記》

- (注1) 本報告ではプライバシー保護の観点から、東京裁判関係者など著名な人物を除き、横浜法廷の被告人、証人の氏名や容貌等の個人情報は公開しないものとする。
- (注2) 本文中の事件番号は、茶園義男『BC級戦犯横浜裁判資料』（不二出版・1985年）の「横浜裁判一覧表」の表記による。
- (注3) 報告者記。
- (注4) 詳しくは、拙稿「BC級戦犯横浜法廷における日本人弁護人の費用負担問題について」『日本情報ディレトリ学会誌』日本情報ディレトリ学会、15号、2017年、114頁以下参照。